

障がい者福祉専門分科会審査部会の活動状況等について

◎ 趣旨

障がい者福祉専門分科会の活動状況等について報告するもの

1 審査部会の概要

社会福祉法施行令第3条に基づく障がい者福祉専門分科会の部会

(1) 構成員

内科，眼科，整形外科，循環器科，耳鼻咽喉科，口腔外科，消化器科，呼吸器科，小児科の医師で構成（計9名）

(2) 所掌事務

- ・乳幼児（概ね満3歳未満）に係る障がい認定の審議
- ・身体障がい者に該当するか否かの審議
- ・身体障がい程度等等級の審議
- ・身体障がい者手帳の申請に必要な診断書を作成できる医師の指定等（身体障害者福祉法第15条第2項）
- ・指定自立支援医療機関の指定等（更生医療・育成医療）

2 令和3年度活動状況

日時	内容
R3.6.14（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の障がい程度の認定 2件（3歳未満 2件） ・身体障害者福祉法第15条第2項による医師の指定 4件 ・指定自立支援医療機関（以下、「指定医療機関」）の指定 10件 ・指定医療機関の変更 4件
R3.9.21（火） 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の障がい程度の認定 0件（3歳未満 0件） ・身体障害者福祉法第15条第2項による医師の指定 3件 ・指定医療機関の指定 1件 ・指定医療機関の変更 2件
R3.12.13（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の障がい程度の認定 3件（3歳未満 3件） ・身体障害者福祉法第15条第2項による医師の指定 4件 ・指定医療機関の指定 3件 ・指定医療機関の変更 0件
R4.2.10（木） 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の障がい程度の認定 2件 （3歳未満 1件，疑義案件 1件） ・身体障害者福祉法第15条第2項による医師の指定 0件 ・指定医療機関の指定 2件 ・指定医療機関の変更 1件